特別清算開始

令和７年（ヒ）第１００３号
北海道江別市江別太373番地
清算株式会社　株式会社農業生産法人やま道の里
代表清算人　富永　政博
１　決定年月日　令和７年９月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（ヒ）第２００１号
青森県三戸郡三戸町大字六日町40番地２
清算株式会社　株式会社マルト
代表清算人　豊川　弘子
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

令和７年（ヒ）第１０号
埼玉県所沢市南永井1143番地
清算株式会社　株式会社K
代表清算人　荻生　明雄
１　決定年月日　令和７年９月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所川越支部

令和７年（ヒ）第２０４８号
東京都中央区日本橋本石町４丁目２番16号
清算株式会社　ステークホルダー１株式会社
代表清算人　北元　健太
１　決定年月日　令和７年９月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００８号
東京都新宿区富久町２番19号
清算株式会社　株式会社東京全通Ｃ＆Ｐ
１　決定年月日　令和７年９月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０３２号
東京都千代田区丸の内１丁目11番１号
清算株式会社　株式会社ライフェンリッチ
代表清算人　矢野　　学
１　決定年月日　令和７年９月11日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から２か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済する。なお、本項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法により実施するものとし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項に規定する弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が前項の規定に基づいて行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始